

令和6年度さいたま市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度さいたま市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	637床
(2) 年	間	入院患者数	196,003人
(3) 年	間	外来患者数	282,512人
(4) 一	日	平均入院患者数	537人
(5) 一	日	平均外来患者数	1,163人
(6) 主	要	な建設改良事業	
		市立病院施設整備事業	事業費
			88,537千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	病院事業収益	25,858,217千円	
第1項	医業収益	22,474,983千円	
第2項	医業外収益	3,383,232千円	
第3項	特別利益	2千円	
		支	出
第1款	病院事業費用	29,892,504千円	
第1項	医業費用	28,660,852千円	
第2項	医業外費用	1,221,650千円	
第3項	特別損失	2千円	
第4項	予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,669,146千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	1, 269, 908千円
第1項	企 業 債	284, 900千円
第2項	出 資 金	96, 526千円
第3項	負 担 金	888, 479千円
第4項	固定資産売却代金	1千円
第5項	寄 附 金	1千円
第6項	補 助 金	1千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	2, 939, 054千円
第1項	建 設 改 良 費	983, 308千円
第2項	企 業 債 償 還 金	1, 955, 746千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
物品管理業務（令和6年度契約分）	令和7年度から 令和8年度まで	220,367千円
電子図書購読料（令和6年度契約分）	令和7年度から 令和10年度まで	13,097千円
医事業務（令和6年度契約分）	令和7年度	540,991千円
新病院開院に伴う情報システム賃貸借業務（再リース）	令和7年度から 令和8年度まで	431,453千円
院内業務ネットワーク構築事業（再リース）	令和7年度から 令和8年度まで	92,183千円
医療総合情報システムオペレーション業務	令和7年度	21,780千円
インシデント管理システム賃貸借	令和7年度から 令和11年度まで	8,384千円
さいたま市立病院用ネットワーク機器賃貸借 （追加分）	令和7年度	322千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市立病院医療機器整備事業	284,900千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費	14,034,482千円
(2) 交際費	414千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,432,569千円と定める。

令和6年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人